

# 特集

## 国際財務報告基準 (IFRS) シンポジウム②



～午後の部・基調講演／パネルディスカッション～

2009年10月14日（水）に、当協会主催IFRSシンポジウムが経団連会館にて開催された。本シンポジウムは、2009年7月6日に設立された一般財団法人会計教育研修機構の設立を記念し、日本経済新聞社、日本経済団体連合会からの後援を得て開催された。

本シンポジウムは、「IFRSで日本の企業経営は大きく変わる」をテーマとし、午前中は、金融商品会計と収益認識をテーマとする分科会が行われ、金融商品会計は国際会計基準審議会（IASB）議長のトゥイーディー卿、収益認識は山田辰己IASB理事による説明がそれぞれ行われた。午後には、トゥイーディー議長による基調講演「IFRS:単一のグローバル会計基準を目指して」及びパネルディスカッション「IFRS適用の実務的対応—今、準備すること」が行われ、パネルディスカッションでは、作成者、監査人、基準設定主体、日本公認会計士協会のそれぞれの立場からの実務的課題について、活発な議論が行われた。

分科会の模様について報告した前月号に引き続き、今月号では、トゥイーディーIASB議長による基調講演と、パネルディスカッションの模様について報告する。

なお、本稿は、2009年10月14日現在の状況に基づいて記載している。その後、本誌の発行までの間に進展がみられたプロジェクトもあることにご留意いただきたい。



1

### 基調講演「IFRS：単一のグローバル会計基準を目指して」（講演者：トゥイーディーIASB議長）



#### 1. IFRSの普及とIFRS採用のメリット

講演の冒頭でトゥイーディー議長は、IFRSの目的は、世界の一体化している資本市場に財務報告に関する共通の言語を提供することであり、それによって取引が世界中のどこで起ころうとも関係なく、最善の方法で処理することが可能になると述べた。すなわち、IFRSは、高品質でグローバルな財務報告システムを確立するための基礎となる。

IFRSを適用することによって、資本市場と企業には、それぞれ次のようなメリットがもたらされることになる。

#### 〈資本市場にとってのメリット〉

- ✓ 投資家に対するローカル市場の信頼性向上
- ✓ 国境を超えた投資活動の促進
- ✓ 効率的な資本配分
- ✓ リスクプレミアムの減少

#### 〈企業にとってのメリット〉

- ✓ 資本コストの削減
- ✓ ITシステムの統合
- ✓ 連結作業が容易になる

✓ 二度手間がなくなることによるコストの削減

また、世界中の国々でIFRSの採用が着々と進んでおり、今現在は117か国がIFRSを採用していること、2008年にイスラエル、2009年にチリがIFRSを採用し、さらに、2010年にブラジル、2011年にはカナダ、韓国、インド、アルゼンチン、2012年にはインドネシア、シンガポール、メキシコ、マレーシアといった国々がIFRS採用を予定していることが紹介された。

さらに、IFRSを財務報告のフレームワークとして採用することが理想であり、IASBが公表したすべての基準と解釈指針をそのまま全面的に採用することが大切であるということが、繰り返し強調された。各国での承認手続（エンドースメント）が入ってくると、どうしても手直しに対する欲求が生じ、承認の遅延や政治問題につながりやすい。IFRSをそのままの形で採用しないと、投資家側から「何か都合の悪いことを隠しているのではないか」との疑念をかけられ、結局、リスクプレミアムの発生という形で企業や資本市場が不利益を被るということであった。

## 2. 金融危機に関するG20からの提言

次に、金融危機に対応して開催されたG20サミット（2008年11月、2009年4月及び2009年9月）において出された提言に対するIASBの対応についての説明が行われた。

具体的な対応についての説明に入る前に、トゥイーディー議長は、会計基準が現実を忠実に描写したがために各国から嫌われたのであって、会計が金融危機を作り出したという認識は誤りであるということを、繰

表 1

短期の行動計画(2009年3月31日まで)
<ul style="list-style-type: none"> <li>• IASC財団のガバナンスは、より強化されるべきである。</li> <li>• 基準設定者は、証券及び複雑で非流動的な金融商品の評価の指針を強化するべきである。</li> <li>• 基準設定者は、オフバランス・ビークルの会計処理の弱点に対処するための作業を著しく進展させるべきである。</li> </ul>
中期の行動計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 主要なグローバル基準の設定者は、単一で高品質なグローバル基準の設定に向けて協働するべきである。</li> <li>• 金融機関は、その財務報告について、オフバランスシート取引を含めたリスク開示の強化を図るべきである。</li> <li>• 規制当局、監督当局及び会計基準設定者は、会計基準の一貫した適用と執行を確保するために協働するべきである。</li> <li>• 当局者は、どの分野で規制上の実務のコンバージェンスを加速化する必要があるかに関する情報を収集するべきである。</li> </ul>

表 2

<ul style="list-style-type: none"> <li>• バーゼル銀行監督委員会及び基準設定者は、「景気循環増幅効果」への対処に努める（資本のバッファーを構築するための引当金及び準備金）</li> <li>• ヘッジ会計を含む金融商品の複雑性の減少</li> <li>• オフバランスシート取引に対する基準の改善</li> <li>• 評価の不確実性に関する基準の改善</li> </ul>
---

り返し強調された。

2008年11月に行われたG20サミットでは、表1のような行動計画が示された。

2009年4月に行われたG20サミットでは、2009年末までに終了すべき事項がより具体的に、表2のように示された。

そして、直近のG20サミット（2009年9月25日）では、強化する点として、「独立した基準設定プロセスの中での単一で高品質なグローバル会計基準の達成」と「コンバージェンス・プロジェクトの2011年6月までの完了」とが示された。

## 3. 金融危機に関連する主要なプロジェクトの進捗状況

金融危機に関連する、IASBにおける主要なプロジェクトの進捗状況は次頁の表3のとおりである。

（公開草案：ED、ディスカッション・ペーパー：DPと表記）

現在が金融危機の最中ということもあり、トゥイーディー議長の説明も、IASBにとって優先順位が高い金融商品関連の基準の改訂、中でも、金融商品の分類と測定に関する公開草案（2009年7月に公表）<sup>1</sup>に関する説明がかなりの部分を占めた。

### 【公開草案（金融商品：分類及び測定）の概要】

➤ 金融商品の分類を次の2分類に簡素化し、それぞれ次頁の表4に示す測定方法とする。

また、金融商品の減損処理の方法については、これまでの発生損失モデル（Incurred loss model）では、エビデンスが必要となるために損失認識のタイミングが遅くなるという問題点があることから、近日中に公表される公開草案<sup>2</sup>では予想損失モデル（Expected loss model）を提案する予定であること、ヘッジ会計については、キャッシュ・フロー・ヘッ

表 3

プロジェクト	進捗状況及び今後の予定
金融商品： 認識及び測定	<p>〈進捗状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複雑性に関する予備的見解及びDPを公表済</li> <li>ヘッジに関するEDを公表済（FASB）</li> <li>分類及び測定に関するEDを公表済</li> <li>負債の測定における信用リスクに関するDPを公表済</li> <li>FCAG（ハイレベル諮問グループ）の報告書を公表済</li> <li>FASB-IASB共同で円卓会議を実施（東京、ロンドン、ノーウォーク）</li> </ul> <p>〈今後の予定〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2009年10月に減損処理の方法に関するEDを公表</li> <li>2009年12月にヘッジ会計に関するEDを公表</li> <li>2009年末又は2010年初めに金融商品に関する包括的なEDを公表（FASB）</li> </ul>
公正価値測定の ガイダンス	<p>〈進捗状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>SFAS第157号及びIASBのEDを公表済</li> </ul> <p>〈今後の予定〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2009年第4四半期に円卓会議を実施</li> <li>2010年第2四半期に最終基準書を公表</li> </ul>
連結及びSPE	<p>〈進捗状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改訂FIN46R及びSFAS第140号並びにIASBのEDを公表済</li> </ul> <p>〈今後の予定〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2009年第4四半期に最終基準書を公表</li> <li>2010年上半年期にEDを公表（米国）</li> </ul>
認識の中止	<p>〈進捗状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改訂SFAS第140号及びIASBのEDを公表済</li> </ul> <p>〈今後の予定〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2010年下半年期に最終基準書を公表</li> </ul>

表 4

分類	当初認識後の測定	利得・損失の認識
単純な貸付としての特徴を有し、契約上の利回りに基づいて管理される商品	償却原価で測定	当期の損益
上記以外のすべて	公正価値で測定	当期の損益（ただし、売買目的以外の持分金融商品については、取得時において公正価値の変動のほか、受取配当などをその他包括利益とする方法を選択できる）
<p>➤ 上記の分類の間の振替を一切禁止する。</p> <p>➤ 償却原価で測定される金融商品を売却した際の罰則規定を廃止する代わりに、当該売却による損益の区分表示を求める。</p> <p>➤ 売買目的以外の持分金融商品について、利得・損失をその他包括利益とする方式を選択した場合には、その後の再分類修正（リサイクル）は認めない。</p>		

ジと公正価値ヘッジという2つの形態のヘッジを1つに統合するとともに、有効性ルールを簡素化する方向で提案を行う予定であることも紹介された。

また、連結プロジェクトについて

は、G20からの提言も踏まえ、潜在的なオフバランスリスクについての開示を厳格化する方向で検討しているとのことであった。

#### 4. MOUプロジェクト及びその他の共同プロジェクトの進捗状況

金融危機に関連するプロジェクトに続いて、IASBにおけるMOUプロジェクトの進捗状況についても、簡潔に説明があった。

次頁の表5のプロジェクトの中でトゥイーディー卿は、リースと退職給付について言及した。

まず、リースは、年間7,600億ドルもの取引があるが、航空機をはじめ、貸借対照表に計上されていないリース資産もかなりある。負債の定義に照らして考えた場合に、「逃れられない義務」であるリース債務は本来負債に該当するはずであり、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースという現在の分類規準がうまく機能していないと考えられる。そのため、両者の区分を撤廃し、「使用权」をキーワードとしたDPを提案したと述べられた。

また、退職給付では、年金の積立不足額について言及された。年金会計においては現在、毎期の損益をならすための多くの手段が存在しているが、これらは実際に起こっている事実を投資家の目から隠すことにつながっていると指摘された上で、年金債務の計算における仮定の変動から生じる純再測定額（制度資産の収益、勤務費用以外の確定給付債務の変動。利息費用及び縮小による損益を含む）を、損益あるいはその他の包括利益に計上する方向で検討していると説明された。

なお、MOU以外のその他の共同プロジェクトの進捗状況は次頁の表6-①のとおりである。

#### 5. 概念フレームワークの作業計画、及びその他のプロジェクトの進捗状況

概念フレームワークの作業計画は次頁の表6-②のとおりであり、そ

表 5

資本の特徴 を有する金 融商品	〈進捗状況〉 ・ 予備的見解及びDPを公表済 〈今後の予定〉 ・ 2010年第1四半期にEDを公表
収益認識	〈進捗状況〉 ・ DPを公表済み 〈今後の予定〉 ・ 2010年第2四半期にEDを公表
財務諸表の 表示	〈進捗状況〉 ・ DPを公表済み 〈今後の予定〉 ・ 2010年第2四半期にEDを公表
リース	〈進捗状況〉 ・ DPを公表済み 〈今後の予定〉 ・ 2010年上半年期にEDを公表
退職後給付	〈進捗状況〉 ・ SFAS第158号及びIASBのDPを公表済 ・ IASBはED「従業員給付の割引率」を公表済 〈今後の予定〉 ・ IASBは、2009年第4四半期に認識及び表示に関するEDを公表

表 6-①

共同プロジェクト名	次のステップ／現状	予想されるタイミング
保険契約	公開草案	2009年第4四半期
排出権取引	公開草案	2010年第2四半期
非継続事業	IFRS基準書／米国基準書	2009年第4四半期

表 6-②

フェーズ	次のステップ／現状	予想されるタイミング
A 目的及び質的特性	最終版の公表	2009年第4四半期
B 構成要素及び認識	DP	2010年下半年期
C 測定	DP	2009年第4四半期
D 報告企業	ED	2009年第4四半期
E 表示及び開示		
F 目的及び地位		
G 非営利企業		
H 残りの論点		

表 6-③

フェーズ	次のステップ／現状	予想されるタイミング
負債	ED又はIFRS	2009年第4四半期
共通支配下の取引	中断	
採掘活動	DP公表済。見解を要請中	2009年第4四半期
IFRSsの改訂	随時	随時
経営者による説明	ED公表済	
年次改善	ED公表済	
政府補助金	中断	
料金規制活動	ED公表済	

他のプロジェクトの進捗状況は表6-③のとおりである。

トゥイーディー議長は、概念フレームワークや表6-③のプロジェクトは、本来はもっと注目されるべき重要なプロジェクトであるが、金融危機やMOUへの対応等で忙殺されているため、十分にリソースが配分できていないと述べられた。

また、2009年7月に公表された中小企業向けIFRS (IFRS for SMEs) は、2,500頁の完全版IFRSを250頁に圧縮したものであり、計算は単純化、開示規定も大幅に削減するなど、数百万社の中小企業でも使いやすいように工夫されていると強調された。

### 6. 原則主義の基準

まず、原則主義の基準が必要な理由として、次のような点が挙げられた。

- 世界中で機能させるため（異なる法的枠組みに対応できる）。
- 財務上の結果を得るために取引を仕組む機会を減らすため。
- 基礎となる経済上の取引及び事象を忠実に表現するため（悪用される数値基準がなく、異なる企業が同一の取引及び事象に対して、必ずしも同一ではないものの、類似の回答を記録することができる）。

理想的な原則主義の基準は、適用範囲の例外がなく、概念フレームワークから認識、測定、表示、開示などの原則が導かれ、原則の適用について説明するための最小限の適用指針が存在するというものであり、原則を実際のビジネスの状況に当てはめるために、専門的な判断に依拠するようなものである。

トゥイーディー議長はリースの例を挙げ、米国では6つの基準書と20以上の適用指針が存在するが、「リース契約によって負う負債と得た権利とを貸借対照表で認識しなければな

らない。」と規定すればそれで十分であり、必要に応じて更新オプション等の規定を追加で定めればよいとの見解を示された。

また、規則主義の弊害として、膨大な解釈指針が必要になること等を改めて挙げた上で、2万7,000頁ある米国の基準書に対してIFRSは2,500頁であり、現在進行中のIAS第39号の改訂作業が終われば、さらに頁数は減るだろうと述べられた。

### 7. 将来の展望

講演の最後に、トゥイーディー議長は、IFRS（単一の高品質でグローバルな基準）の将来像について述べられた。現在は117か国がIFRSを採用しており、2011年には150か国を超える国でIFRSが採用され、米国との間のコンバージェンス作業も進

行しているはずである。日本も是非150か国のうちの1国として名を連ねてほしいとのことであった。

トゥイーディー議長は、日本も早期にIFRSアドプシヨンの決断を行い、IFRSの策定プロセスにおいて影響力を行使して、意見も反映させてほしいと繰り返し強調し、講演を締めくくられた。

（業務本部IFRSデスク研究員・公認会計士 吉田健太郎）

#### 〈注〉

- 1 2009年11月12日付けで、IFRS第9号「金融商品」が公表された。
- 2 2009年11月5日付けで、公開草案「金融商品：償却原価及び減損」が公表された。2010年6月30日までコメントが募集される。

若しくは2016年から強制適用)

➤ IFRSの適用の準備に向け、各方面で具体的な動きが活発化している。

#### 〈IFRS適用に関する日本の課題〉

➤ IFRSの内容は、企業の実態を適切に反映する基準でなければならない。

➤ IFRSを適用する場合の言語は、日本語に適切に翻訳され、IFRS（日本語翻訳版）として広く認知されなくてはならない。

➤ IFRSの設定におけるデューププロセスは、政治的な影響で省略されてはならず、確保されなければならない。

➤ IFRSに対する実務の対応、教育、訓練は、投資家、作成者、監査人、規制当局、教育関係者、市場関係者等、すべての人に対してなされなければならない。

➤ IFRSの設定やガバナンスへの我が国の関与のさらなる強化の必要性。

➤ XBRLのIFRSへの対応。

#### 〈IFRS適用に向けた日本の取組み〉

➤ IFRS対応会議が発足（2009年7月）（企業会計基準委員会（ASBJ）、日本経財団体連合会（経団連）、日本公認会計士協会（JICPA）、東京証券取引所、日本証券アナリスト協会等）。

➤ 経団連で、IFRS導入準備タスクフォース、ASBJで、IFRS実務対



## 2

### パネルディスカッション「IFRS適用の実務的対応—今準備すべきこと」

〈パネリスト〉 (50音順)

- 阿部泰久氏 日本経済団体連合会 経済基盤本部長
- 鶯地隆継氏 住友商事(株)フィナンシャル・リソースズグループ 長補佐（国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）委員）
- 小野行雄氏 有限責任監査法人トーマツ パートナー
- 加藤 厚氏 企業会計基準委員会 常勤委員
- 金子寛人氏 あずさ監査法人 代表社員
- 木内仁志氏 あらた監査法人 代表社員
- 河野明史氏 新日本有限責任監査法人 シニアパートナー
- 山崎彰三氏 日本公認会計士協会 副会長

〈モデレーター〉

木下俊男氏 日本公認会計士協会 専務理事

冒頭、木下氏は、本パネルディスカッションの目的は、概念的な話よりも実務的な対応の話をするところであると述べ、それに続いて、日本におけるIFRSに関する状況を説明した。概要は、以下のとおりである。

#### 〈日本のIFRSアドプシヨンの決定〉

➤ 2009年6月30日、「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」が公表され、2010年3月期から、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表にIFRSの任意適用を認めることが適当であり、また、将来的な強制適用の時期は、2012年を目処に判断するとされた（2012年に判断した場合、2015年

応グループ、JICPAではIFRSデスクが設けられ、意見交換及び情報発信。

この説明の後、本日のアジェンダに沿って、各パネリストがそれぞれの立場から発言された。

### 1. IFRS初度適用に向けた実務的対応

まず、木下氏より、①IFRSは原則主義で、各国が独自の解釈指針等を作ることはできないという点の指摘及び②IFRS適用後の日本固有の会計事象に関する解釈上の問題はどのように解決したら望ましいかという問題提起がなされ、これに対して、パネリストから、以下のような発言が行われた。

加藤 厚氏（企業会計基準委員会常勤委員）～会計基準設定主体の立場から



加藤氏は、会計基準設定者の立場から、上記の論点について、現在ASBJで実際に行われている取組みについて発言した。要点は、以下のとおりである。

➤ 解釈指針を各国が勝手に作成することは許されず、国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）で解釈指針を出すのが原則である。解釈問題に関して、各国からサブミッション・レター（解釈指針のリクエスト）がかなり発出されている

が、大部分が議題として取り上げられていない。このような中、2009年9月7日にロンドンで開催されたASBJとIASBの定期協議で、IASBの議長であるトゥイーディー卿は、サポート体制として、①日本サイド（財務諸表作成者、監査法人、ASBJ等）で、IFRSの解釈が必要な特定の問題の洗出しと論点整理を行い、②ASBJが窓口となって、IASBのシニアメンバーに相談し、解決を図るという案を提示してくれた。具体的には、日本サイドでは、民間の組織であるIFRS対応会議、経団連が中心となっているIFRS導入準備タスクフォース、ASBJ内では、IFRS実務対応グループを設置して論点を洗出して相談に行くこととしたい。ドイツでは独自に解釈指針を作成してしまったが、トゥイーディー卿は否定的な見解であった。

➤ 現在、ASBJでは第1号案件として、日本の中でも議論がある項目である退職給付信託を審議中である。結論を一本化するには困難を伴うが、同じ経済事象なら同じ会計処理となるはずであり、大きな観点で議論して、IFRSの任意適用が進んでいくよう努力したい。

鷲地隆継氏（住友商事㈱フィナンシャル・リソースズグループ長補佐）～IFRIC委員として及び作成者の立場から

鷲地氏は、IFRICの委員でもあるため、IFRICの委員及び作成者としての2つの立場から発言した。

IFRIC委員の立場として

➤ IFRSは単一の基準であり、解釈がさまざまだと比較可能性が担保できなくなるため、IFRICが解釈指針を出すことになっている。



原則主義のIFRSは、ほとんど基準のみで判定できると考えられるため、IFRICは年間3本くらいしか解釈指針を出さない。そこで、この判定のやり方が非常に重要になってくる。

➤ 日本の立場としては、これまでIFRSのアウトサイダーであったが、これからはプレーヤーとなって、意見を発信することが重要である。例えば、2011年度から適用を予定しているカナダでは、サブミッション・レターを多数提出した結果、自国のみで適用される新しいルールが認められ、初度適用に向けての地ならしが行われた。日本における取組みとしては、具体的には、IFRS導入準備タスクフォース（経団連とJICPAが共同で事務局を務めており、金融庁がオブザーバー）があり、IFRSの任意適用を予定している企業21社がタスクフォースに参加している。ここでは、作成者と監査人が一緒になってベストプラクティスは何かを検討している。目標は、①21社のIFRS任意適用のサポートと、強制適用に向けて試行錯誤しながら問題を協力して解決していくこと、②不必要なコストをかけないための方策の協議等である。作成者の立場として

➤ 過去からの業績の連続性がなくなる結果、予算、業績管理、剰余金の問題や並行開示の問題（ダブルワークになるので、人的リソースが必要）、システムのインフラストラクチャ及びJ-SOX対応の問題等がある。また、日本基準とIFRSとの差異についてきちんとした評価をしておかないと、実務にどのような影響があるか判断するのが困難である。

➤ このような問題は、1社で解決しようとせず、企業間で共有することが望ましい。

**小野行雄氏 有限責任監査法人トーマツ パートナー～監査人の立場から**  
小野氏は、監査人の立場から、解釈問題について、以下のように述べた。

➤ IFRSを解釈する上で、2005年にIFRSを適用したEUの先行事例を参考にすると、解釈は、①日本固有の会計事象にIFRSをどのように適用するか（例：退職給付関係）という点と、②同一環境、同一事象には、同じIFRSの適用をしなくてはならないという2つの視点に分けられる。日本固有の会計事象については、積極的に正規ルート（ASBJ）を通じて、解釈指針を出してもらおうようIASB側に働きかけることが重要である。各国に共



通の事象に関しては、それぞれの監査法人やネットワークファームを通じて得た先行事例に関する情報を、積極的に企業にフィードバックして、協議することが必要である。JICPAも、協議の場を提供してほしい。

➤ 日本での「監査上の取扱い」がIFRSの解釈を縛るような、いわゆる逆基準性（例：税務が会計を縛った日本での過去の経緯等）が生じて、IASB側から問題を指摘されるようなことにならないよう、注意が必要である。

**木内仁志氏 あらた監査法人 代表社員～監査人の立場として**

木内氏は、監査人の立場から、企業、監査人双方のIFRS適用に関するスキルアップを図る必要性について述べた。

➤ 財務諸表作成者は、IFRSの趣旨や、各取引の内容を理解、調査・分析して、この取引についてはIFRSの趣旨に照らすとこのような会計処理であるという判断を、各企業自身で行うことが大前提である。その際、企業（作成者側）に求められるのは、IFRSを適用する力である。JICPAのウェブサイトにアップされている、欧州における適用事例を紹介した結果のデータベースが参考になる。外部のアドバイザーを使うことも考えられるが、最終的には企業側が判断しなくてはならないため、企業側のスキルアップが必要である。

➤ 監査人も、IFRSのコンセプト、フレームワーク、個々の基準のバックグラウンドを理解して、個々の取引について判断することが必要である。監査人が違えば、意見が違ってくる可能性がある。公認会



計士全体として整合した見解を有するために、スキルアップに取り組むことが必要である。

## 2. ムービング・ターゲットに対する対応

次の論点であるムービング・ターゲットに関し、木下氏が、IASBでは、MOUに基づいて、現在の基準書を置き換えることとなる多くの重要なプロジェクトが進行中（金融商品、収益認識、財務諸表の表示、退職給付等）であり、我が国の実務にとってもインパクトが極めて大きい旨、また、ムービング・ターゲットとなっている項目についての対処方法を考えることは、IFRS適用を考える上で大きな課題である旨の説明があった。その後、各パネリストがそれぞれの立場で発言した。

**加藤氏～会計基準設定者の立場から**

➤ ASBJでは、東京合意に基づいて2009年9月2日にプロジェクト計画表を更新したが、その中でも、焦点はムービング・ターゲット（IASBとFASBで合意したMOUの対象）の項目である。プロジェクト計画表は、完了年度ごとに、①2010年中に完了、②2011年中に完了、③2011年以降に完了するプロジェクトに分類できる。この中でも問題となるのは、③の項目（収益認識、リース会計等6つ）であ

る。これに関する完了時期は、FASBとIASBの共同プロジェクトの進捗具合により決定されるので、流動的である。金融庁は、IFRS強制適用の判断が中間報告で予定されている2012年時点で、ムービング・ターゲットがたたくさん残ってれば判断に困るだろう。また、日本の企業も、任意適用に踏み切れないということになる。ASBJの対応としては、具体的には、金融商品会計の円卓会議等のような場で、日本の意見を発信していくこととなる。また、国際的な動向等を見据え、バランスの取れた意見を主体的に述べていくことが必要であると個人的には考える。

➤ 日本の意見が通らない場合の対応としては、強制適用されるとIFRSが日本基準になるため、アドプションを見据えて、今のうちに日本基準とIFRSの差異をなくしておくことが重要であると考え。

鷲地氏～作成者の立場から

➤ IFRSの任意適用を考えている企業にとって、ムービング・ターゲットは大きな問題である。IFRSが日本で強制適用される時まで待つという考え方もあり得るが、この場合でも、日本基準とIFRSのコンバージェンスに対応しなくてはならない。理想は、コンバージェンスの進捗の結果、強制適用時で両基準は同一になっていることであるが、今までのASBJにおけるコンバージェンスが、国際的な動向を見ながら、日本にとってベストであるものを目指していたため、同一とならないのではないかと。例えば、FASBとIASBは共同作業により、双方が段落ごとにほとんど同じ基準となっている。日本は言

語の問題もあり、状況が相違している中で、コンバージェンスの終了を待っているわけにはいかない。ムービング・ターゲットが動いていくので、とにかく乗り換えて、一緒に動いていく。今のうちなら、乗換えは比較的簡単であるという考え方もあり得ると思う。

➤ 企業にとって、業績管理は重要な項目である。財務諸表の形式や連結の範囲が変更されると、変更のタイミングによっては、企業が混乱することが考えられる。正しい意思決定をしてもらうために、意思決定の材料を集めることが、今準備すべきことである。

金子寛人氏（あずさ監査法人 代表社員）～監査人の立場から



金子氏は、監査人の立場から、日本からの意見を発信することの重要性等を述べた。

➤ 基準が決まっていないので、IFRS早期適用を躊躇しているというアンケート結果もある。ムービング・ターゲットの内容も、金融商品、収益認識等大きな問題であり、クライアント、監査人も含めて情報を収集して、意見を発信することが重要である。日本で新基準を適用した工事進行基準は、完成基準に戻るという話もある。もともとIFRSの意向を汲んで進行

基準としたのに、矛盾しているのではないかと。履行義務が終了しないと収益に計上できないという点等に関して、各企業でどういう影響があるのか、情報を収集して、日本から情報発信して例外を認めってもらうこと等が必要であると考え。キャッシュ・フロー計算書の作成方法が直接法に変更されるという話もあるが、システム変更の困難性もあり、直接法を強制するのではなく、間接法も認めてほしいという旨の意見を発信することが必要であると考え。

➤ ムービング・ターゲットはMOU項目になっており、2011年の6月がキーとなっている。これらが解決しないと、アメリカのロードマップも影響を受けることになる。会計基準をグローバルに決めるには、国同士の意見を交換することが重要である。アドプションは日本の意見だけでは決まらないので、そういう意味でも、情報の収集が必要であると考え。

河野明史氏（新日本有限責任監査法人 シニアパートナー）～監査人の立場から

河野氏は、監査人の立場から、2005年にEUでIFRSを導入した際の経験を踏まえて発言した。

➤ IFRSの導入は、報告期間の期末日現在の基準を適用という取扱いになっている限り、ムービング・ターゲットとならざるを得ない。報告期間の期末日で会計基準を決定して遡及適用することになる。2005年のEUでのIFRS導入時でも、16の基準が改訂の途上であり、一部の基準の改訂が遅れ、タイトなスケジュールとなってしまった。そこで得られた教訓は、IFRS自





体がムービング・ターゲットである限り、おのずとローリング・プランになってくるということである。したがって、移行プロセスにおける網羅性・正確性が必要であり、監査手続も複雑になってくる。金融危機対応の意味で、MOU項目が2011年にかけて続々と採択される予定であり、新基準のハンドリングは極めて重要な問題になってくる。IFRS導入に当たっては、新基準の知識も必要だが、何に対して、いつどのように決定するかという強力なプロジェクト管理能力がより必要である。また、IASBに対する個人的な希望であるが、日本における強制適用が予定されている2015年、2016年の前後は、新基準の適用を2、3年凍結して、安定化を図ってほしい。

- 任意適用には、①現在分析できる分野と②MOU完了後分析できる分野の2段階がある。早めの準備ともいうが、ある程度、確定的なものが出るまで状況を注視して、2015年、2016年までに対応すればよいという考えもあり得る。例えば、キャッシュ・フロー計算書に関しては、システム変更には大変な負荷が必要だが、あくまでも表示の問題であり、直接法のみではなく、間接法的直接法もあり得る

という見解も耳にしている。

- 監査人の立場としては、現在改訂が進んでいる基準については、海外においても実務の対応がない分野であり、今まで以上の研鑽が必要であると考えます。

### 3. 連結先行に対する対応

次に、IFRSを適用した場合の①個別財務諸表のあり方、②法人税法や会社法との関係をどのように考えるのか等について、IFRS対応会議・個別財務諸表開示検討委員会の委員長である日本経済団体連合会の阿部泰久氏から発言があった。

阿部泰久氏（日本経済団体連合会 経済基盤本部長）

- 金融庁は中間報告で、「連結先行」と公式に使っている。つまり、連結財務諸表がコンバージェンスを進めていって、個別財務諸表は後追いするようなニュアンスとなっているが、現実には、個別財務諸表については中間報告では何も触れておらず、決まっていない状況である。日本国内の話となると、個別財務諸表の役割は、法人税の計算、会社法剰余金の計算等である。問題点としては、例えば、のれんの償却、収益認識等の取扱いに関しては、IFRSに合わせて税法を改正することは困難である。また、既にIFRSを適用したEUでは、



個別財務諸表については自国基準が残っている国もある。税と会計の関係を考えると、個別財務諸表に関しては、将来的には日本基準をこのまま残して、東京合意は連結の話という割切りをできるだけ早くすることが必要ではないか。

- 国際的な資金調達や事業活動を行っていない中小企業に対してIFRSを押し付ける必要はなく、日本基準をきちんと整備することが必要であると考えます。
- 株式を公開していないが、有価証券報告書を作成している会社をどうするのかという問題等は、2012年を目処に検討を進めていきたい。

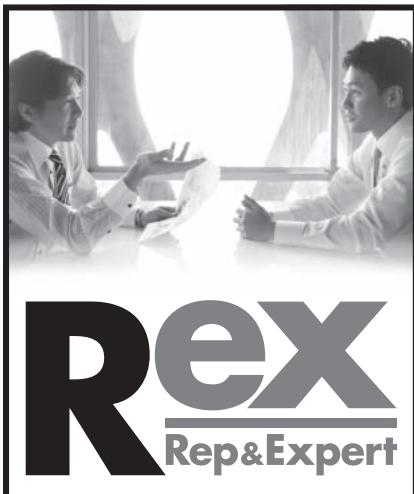
### 4. IFRS教育のあり方

最後に、IFRS教育のあり方について、日本公認会計士協会の役割を山崎氏が説明された。

山崎彰三氏 日本公認会計士協会 副会長

1. IFRS適用が予定されている全上場会社4,000社（当面、連結財務諸表のみ）のうち、3,000社は4大監査法人が関与しており、それぞれの努力に期待が可能であるが、残りの4分の1は180の監査事務所が関与しており、日本公認会計士協会における別途の対応が必要であると考えます。

- 現状の課題としては、作成者側、監査人側における人材教育が必要であり、その他、規制当局、ユーザー（投資家）、経営者に関しても、啓蒙活動が必要である。トップマネジメントがなぜIFRS導入が必要なのかを理解しなければならない。
- 日本公認会計士協会の当面の取り組み



**Rex**  
Rep&Expert

**REXアドバイザーズ**

# 転職支援 公認会計士の

「今後更なるご活躍のステージをご案内します。」  
IFRS、国際税務、M&A、再生、組織再編、事業承継

まずは  
ご相談  
から

転職相談REX

検索

[www.career-adv.jp](http://www.career-adv.jp)

**特徴**

相談重視 キャリア相談平均75分  
活動を徹底サポート 担当2名制  
忙しい候補者に代わってJOBサーチ

**Rex** Rep&Expert  
■会計士の転職支援  
■管理部門の人材紹介  
厚生労働大臣許可 13-ユ-300031

平日20時以降、土曜日の面談可能●秘密厳守

株式会社 レックスアドバイザーズ  
〒105-0013 東京都港区浜松町1-30-5 浜松町スクエア Studio1807  
TEL:03-3436-1721 FAX:03-3436-1722



- ① 大手監査法人の協力を得た包括的なIFRS研修・解説の提供～基準書の解説、実務的解説
- ② IFRS対応会議への参加
- ③ IFRS関連ウェブサイト～IFRSの基礎知識や最新の動向、欧州証券規制当局委員会（CESR）で公表したケース・スタディの和訳等も提供
- ④ 豪州ミッション等（経団連と共同）による情報収集と提供
- ⑤ 会計教育研修機構の設立による、特に中小事務所・ユーザーへの研修体制の強化

➤ IFRSの基本的な概念は、損益計算書中心の費用・収益対応原則とは相違しているため、基礎的な概念からの理解が必要であり、日本公認会計士協会はそのために協力を惜しまない。

➤ 我が国では会計基準のコンバージェンスが進捗しているので、IFRS導入には大きな困難はないと考えられる。

最後に木下氏が、「今こそALL JAPANで考えていこう」という言葉で締めくくりを行い、各パネリストから率直かつ活発な意見が披露されたパネルディスカッションは、盛況のうちに幕を閉じた。

（業務本部IFRSデスク研究員・  
公認会計士 千崎滋子）

教材コード	J020549
研修コード	210301
履修単位	1単位



モデレーター：木下俊男氏（日本公認会計士協会 専務理事）